

**改正**

昭和61年7月22日規則第24号

昭和62年6月1日規則第15号

昭和63年3月25日規則第3号

平成元年9月5日規則第17号

平成元年12月18日規則第18号

平成4年8月26日規則第14号

平成6年3月28日規則第5号

平成8年4月1日規則第28号

平成9年3月31日規則第12号

平成12年3月23日規則第4号

平成15年7月7日規則第21号

平成17年7月8日規則第27号

平成18年9月28日規則第28号

平成18年10月26日規則第34号

平成19年8月31日規則第31号

平成19年11月30日規則第41号

平成21年10月13日規則第27号

平成23年10月13日規則第36号

平成26年3月5日規則第4号

平成27年12月28日規則第43号

平成28年3月29日規則第6号

荒尾総合文化センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、荒尾総合文化センター条例（昭和60年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

**第2条** 荒尾総合文化センター（以下「文化センター」という。）の施設及び附属設備（以下「施

設等」という。)は、同一の内容でそれぞれ次に定める期間を超えて使用することはできない。  
 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 大ホール、小ホール 5日
- (2) ギャラリー、アートフォーラム 14日
- (3) その他の施設等 3日

(使用許可の申請)

**第3条** 条例第7条第1項の規定により文化センターの使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、施設等の区分に従い文化センター使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、子ども科学館については、この限りでない。

2 使用許可申請書の受付期間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該受付期間前に使用許可の申請を受け付けることができる。

施設等	受付期間の始期	受付期間の終期
大ホール 小ホール 大ホール又は小ホールと併せて使用する場合のそれ以外の施設等	使用日の1年前の日の属する月の初日	使用日の20日前
ギャラリー	使用日の7か月前の日の属する	使用日の5日前
その他の施設 附属設備等	月の初日	使用日の3日前

備考

- 1 受付期間の始期が条例第4条に規定する休館日(以下「休館日」という。)に当たるときはその翌日とし、受付期間の終期が休館日に当たるときはその前日とする。
- 2 受付期間の終期後であっても、使用許可の申請の内容により施設等の使用に支障がないと認めるときは、当該使用許可の申請を受け付けることができる。

(使用許可等)

**第4条** 市長は、施設等の使用を許可するときは、文化センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付する。ただし、子ども科学館については、入場券の交付を

もって使用許可とする。

2 使用許可は受付の順序により行い、2以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が施設等を使用するときは、常に使用許可書を携行し、職員の求めがあったときはこれを提示しなければならない。

（使用の制限）

**第5条** 市長は、使用許可申請書が提出されたときは、その使用目的等について説明を求め、条例第8条各号の規定に該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

（使用の取消し及び変更）

**第6条** 使用者は、施設等の使用を取り消すとき、又は使用日及び使用時間並びに内容等を変更しようとするときは、直ちに文化センター使用取消（変更）許可申請書（様式第3号）に、既に交付した使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、文化センター使用取消（変更）許可書（様式第4号）を使用者に交付する。

（使用許可の取消し等）

**第7条** 市長は、条例第9条第1項各号の規定により使用許可を取り消し、若しくはその使用を停止させ、又は使用許可の条件を変更させるときは、文化センター使用許可取消（停止）（変更）通知書（様式第5号）を交付し、その旨を通知する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（附属設備等の使用料）

**第8条** 条例別表備考第9項の規定により規則で定める附属設備等の使用料は、別表第1で定めるところにより算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（使用料等の後納）

**第9条** 条例第10条ただし書の規定により、使用料又は入場料（以下「使用料等」という。）を後納することができる者は、国及び地方公共団体並びに公共的団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定する団体をいう。）とする。

2 使用料等中附属設備等及び冷暖房の使用料については、条例第10条ただし書の規定により後納とすることができる。

（使用料等の減免）

**第10条** 条例第11条の規定により使用料等の減免を受けることができる者は、使用許可の申請をす

るときに、文化センター使用料等減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料等の減免の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（使用料等の還付）

**第11条** 条例第12条ただし書の規定により使用料等の還付を受けることができる者は、荒尾市会計規則（昭和39年規則第5号）に定める過誤納入金還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 使用料等の還付の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

3 第9条の規定により使用料の後納を認められた者が使用を取り消し、又は使用許可の内容等を変更する場合は、前項に準じた金額を使用料として納付しなければならない。

（損傷等の届出）

**第12条** 施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに文化センター施設等損傷（滅失）届（様式第7号）を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

（使用等の打合せ）

**第13条** 使用者は、施設等を使用するときは、あらかじめ使用方法その他必要な事項について職員と協議しなければならない。

（使用者等の遵守事項）

**第14条** 使用者並びにその使用目的に応じて入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 許可なく施設等にポスター、看板、旗及び懸垂幕その他これらに類するものを掲げ若しくは張りつけ、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

（2） 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項の規定による表示をした犬に限る。）を除く。）を持ち込まないこと。

（3） 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

（4） 許可なく寄附金の募集、物品販売等をしないこと。

（5） 許可なく火気を使用しないこと。

（6） 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（7） 職員の指示に従うこと。

2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 使用に係る施設における秩序を保持するため、責任者及び必要に応じて整理員を置くこと。

（2） 許可なく特別な設備を設置しないこと。

(3) 収容定員を超えて入場させないこと。

(入場の制限)

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒み、又は退場を命ずることができ  
きる。

(1) 文化センターにおける秩序若しくは風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) この規則又は職員の指示に違反した者

(3) その他文化センターの管理上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

**第16条** 条例第20条第1項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2  
条から第7条まで、第9条第1項、第10条第1項及び第14条の規定中「市長」とあるのは「指定  
管理者」と、第4条第3項及び第12条から第14条までの規定中「職員」とあるのは「指定管理者」  
と、第8条（見出しを含む。）、第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）の規定  
中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える  
ものとする。

2 前項の場合において、第3条第1項中「様式第1号」とあるのは「様式第8号」と、第4条第  
1項中「様式第2号」とあるのは「様式第9号」と、第6条中「様式第3号」とあるのは「様式  
第10号」と、「様式第4号」とあるのは「様式第11号」と、第9条第1項中「文化センター使用  
料等減免申請書（様式第6号）」とあるのは「文化センター利用料金等減免申請書（様式第12号）」  
と、第10条第1項中「荒尾市会計規則（昭和39年規則第5号）に定める過誤納入金還付申請書」  
とあるのは「文化センター利用料金等還付申請書（様式第13号）」とする。

(条例の施行期日)

**第17条** 条例の施行期日は、昭和60年12月1日とする。

(雑則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和60年12月1日から施行する。

#### 附 則（昭和61年7月22日規則第24号）

この規則は、昭和61年7月22日から施行する。

#### 附 則（昭和62年6月1日規則第15号）

この規則は、昭和62年6月8日から施行する。

**附 則**（昭和63年3月25日規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**（平成元年9月5日規則第17号）

この規則は、平成元年9月12日から施行する。

**附 則**（平成元年12月18日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成2年1月5日から施行する。

**附 則**（平成4年8月26日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日以後の許可に係る使用分から適用する。

**附 則**（平成6年3月28日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年4月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成9年3月31日規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月23日規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年7月7日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年7月8日規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の荒尾総合文化センター条例施行規則様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成18年9月28日規則第28号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の使用に係る申請で、平成18年12月27日以前に受理された申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年10月26日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年 8 月31日規則第31号）

- 1 この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。ただし、第10条第 2 項の改正規定並びに第11条第 2 項及び第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年11月30日規則第41号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成21年10月13日規則第27号）

- 1 この規則は、平成21年11月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

**附 則**（平成23年10月13日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

**附 則**（平成26年 3 月 5 日規則第 4 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年12月28日規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の荒尾総合文化センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用期間、受付期間等について適用し、同日前の申請に係る使用期間、受付期間等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年 3 月29日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別表第1（第8条関係）

	設備名	単位	使用料（円）	
			大ホール	小ホール
照明関係	舞台フットライト	一式	640	430
	花道フットライト	一式	310	—
	第一ボーダーライト	一式	640	530
	第二ボーダーライト	一式	960	530
	第三ボーダーライト	一式	1,080	—
	アッパーホリゾンライト	一式	4,320	1,080
	ローアホリゾンライト	一式	1,610	860
	第一シーリングライト	一式	2,160	1,610
	第二シーリングライト	一式	2,160	1,610
	キャットウォークライト・CC	一式	—	1,610
	第一フロントサイドライト	一式	2,160	2,160
	第二フロントサイドライト	一式	2,160	—
	第一プロセニアムライト	一式	—	430
	ポータルタワーライト	一式	2,160	—
	ストリップライト	1台	150	150
	センターピンスポットライト	1台	1,290	1,080
	スポットライト 1.5kw	1台	390	390
	スポットライト 1kw	1台	310	310
	スポットライト 0.75kw	1台	140	140
	スポットライト 0.5kw	1台	140	140
	エフェクトマシン	1台	860	860
	ミラーボール	1台	860	860
	マルチストロボ	1台	860	860
ドライアイスマシン	1台	860	860	

	箱波	1 台	860	860
	星球	一式	860	860
	舞台照明Aセット	一式	12,960	—
	舞台照明Bセット	一式	8,640	—
	舞台照明Cセット	一式	—	7,560
	舞台照明Dセット	一式	—	5,400
	音響反射板照明Aセット	一式	8,640	—
	音響反射板照明Bセット	一式	—	5,400
舞台関係	音響反射板	一式	4,320	2,160
	オーケストラピット	一式	3,770	—
	所作台	一式	5,400	3,240
	所作台	1 台	210	210
	平台	1 台	100	100
	演壇	一式	640	640
	指揮台	1 台	430	430
	指揮者用譜面台	1 台	210	210
	司会者用台	1 台	210	210
	松羽目・竹羽目	一式	1,080	1,080
	金びょうぶ	1 双	1,080	1,080
	緋毛せん	1 枚	120	120
	地がすり (大)	1 枚	530	530
	地がすり (小)	1 枚	310	310
	上敷	1 枚	100	100
	長座布団	1 枚	100	100
	座布団	1 枚	50	50
	譜面台	1 台	100	100
	譜面灯	1 台	50	50
	Horizont幕	1 枚	1,080	530
暗転幕	1 枚	1,080	530	

	スクリーン	1 枚	1,080	530
	紗幕	1 枚	1,080	1,080
	バック幕	1 枚	1,080	530
	リノリウム	1 枚	210	210
	定式幕	1 枚	1,080	—
	コントラバス用椅子	1 脚	100	100
	折畳み机	1 台	120	120
	折畳み椅子	1 脚	50	50
	黒板・ホワイトボード	1 台	120	120
	姿見	1 台	100	100
	開足	1 台	50	50
	箱馬	1 個	50	50
	めくり台	1 台	100	100
	吊り物バトン	1 本	100	100
音響関係	拡声装置	一式	3,240	1,610
	ステージスピーカー	一式	860	860
	コンデンサーマイクロホン	1 本	530	530
	ダイナミックマイクロホン	1 本	360	360
	ワイヤレスマイク	1 本	860	860
	マイクスタンド	1 本	50	50
	レコードプレーヤー	1 台	750	750
	カセットテープレコーダー	1 台	640	640
	C Dプレーヤー	1 台	640	640
	C Dレコーダー	1 台	640	640
	MDプレーヤー	1 台	640	640
	エフェクタ	1 台	640	640
	音響P A卓持込	一式	1,610	1,610
	パワーアンプ	1 台	640	640

	移動用ミキサー16CH・24CH	1台	1,610	1,610
	三点吊装置	一式	530	530
	ライン回路	1回路	210	210
	ダイレクトボックス	1台	360	360
その他		単位	1回の使用料 (円)	
	OHP	1台		860
	移動用スクリーン	1台		210
	プロジェクター (ホール用)	1台		8,640
	持込機器	1kw		210
	コンセント	1箇所		210
	グランドピアノ(スタンウェイ)	1台		8,640
	グランドピアノ (CF-III・EX)	1台		4,320
	グランドピアノ (CF)	1台		2,160
	アップライトピアノ	1台		1,080
	展示パネル (小ホール用)	一式		12,960
	移動展示パネル (足込み)	1枚		160
	シャワー使用料	1回		530
	テレビ	1台		530
	ビデオ・DVD	1台		530
	テレビデオ	1台		1,080
	スポットライト 0.1kw	1台		50
	会議室マイクセット	一式		1,290
	ポータブルワイヤレスマイクセット	一式		1,080

## 1 舞台照明セット設備内容

### Aセット (大ホール)

品名	数量
ボーダーライト	3列

アッパーホリゾンライト	1列
ローホリゾンライト	1列
第一フロントサイドライト	24台
第二フロントサイドライト	24台
第一シーリングライト	24台
第二シーリングライト	14台
サスペンションスポットライト (4列)	90台
ポータルタワーライト	12台

Bセット (大ホール)

品名	数量
ボーダーライト	2列
第一フロントサイドライト	24台
第二フロントサイドライト	24台
第一シーリングライト	24台
サスペンションスポットライト (2列)	46台
ポータルタワーライト	12台

Cセット (小ホール)

品名	数量
ボーダーライト	2列
アッパーホリゾンライト	1列
ローホリゾンライト	1列
フロントサイドライト	24台
第一シーリングライト	18台
サスペンションスポットライト (2列)	52台

Dセット (小ホール)

品名	数量
ボーダーライト	2列
フロントサイドライト	24台
第一シーリングライト	18台

サスペンションスポットライト（1列）	27台
--------------------	-----

## 2 音響反射板照明セット設備内容

### Aセット（大ホール）

品名	数量
反射板ライト	42灯
第一フロントサイドライト	24台
第二フロントサイドライト	24台
第一シーリングライト	24台
サスペンションスポットライト（1列）	22台
ポータルタワーライト	12台

### Bセット（小ホール）

品名	数量
反射板ライト	21灯
フロントサイドライト	24台
第一シーリングライト	18台

### 備考

- 1 使用の回数は、使用時間区分の「9時から12時まで」「13時から17時まで」「18時から22時まで」をそれぞれ各1回とする。ただし、展示パネルについては、1日分の使用料金とする。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品等の使用料の額は、類似する附属設備及び備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 3 使用者の申し出によるピアノの調律料は、使用者の負担とする。
- 4 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

### 別表第2（第10条関係）

使用区分	減免率
1 荒尾市が行政目的のために主催する行事に使用するとき。	10割
2 国、県又は荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が主催する行事で文化芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
3 荒尾市が共催する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のため	5割

に使用するとき。	
4 荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が共催する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
5 荒尾市が後援する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	2.5割
6 荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が後援する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	1.5割
7 荒尾市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所が文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	5割
8 荒尾市を除く圏域内の学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第39条に規定する保育所が文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
9 荒尾市内の公共的団体が主催する行事で住民の福祉増進のために使用するとき。	2割
10 荒尾市を除く圏域内の公共的団体が主催する行事で住民の福祉増進のために使用するとき。	1.2割

備考

- 1 この表において、「圏域内」とは条例第2条第1項に定める有明広域市町村圏域内に住所を有する個人又は事務所を有する団体をいい、「圏域外」とはそれ以外のものをいう。
- 2 この表において「公共的団体」とは、地方自治法第157条に該当する公共的団体をいう。

別表第3（第11条関係）

区分	金額
1 天災地変その他使用者の責任でない理由により使用することができなくなったとき	全額
2 使用者が、次の各号に定める日までに使用取消の届け出をし許可されたとき (1) 大ホール・小ホール……………使用日の30日前まで (2) ギャラリー……………使用日の5日前まで	5割

(3) その他の施設……………使用日の2日前まで	
3 使用者が、次の各号に定める日までに使用変更の届け出をし許可されたとき (1) 大ホール・小ホール……………使用日の30日前まで (2) ギャラリー……………使用日の5日前まで (3) その他の施設……………使用日の2日前まで	差額

様式第1号 (第3条関係)





荒尾総合文化センター使用取消（変更）  
許可申請書

取消（変更）許可第 号  
年 月 日

荒尾市長 様

荒尾総合文化センター条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、次のとおり使用の取消（変更）を申請します。

申請者	住所 団体名 代表者名		電話番号			
許可年月日 許可番号	年 月 日		許可番号第 号			
催物の名称						
使用日時	年 月 日					
使用施設						
申請内容	取消 変更					
取消（変更） 事項						
取消（変更） 理由						
使用料	既納額	円	変更後 の額	円	不足額	円
					過納額	円
備考						

様式第4号（第6条関係）

荒尾総合文化センター使用取消（変更）  
許可書

取消（変更）許可第 号

年 月 日

荒尾市長

荒尾総合文化センター条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおり使用の  
取消（変更）を許可します。

申請者	住所 団体名 代表者名		電話番号 電話			
許可年月日 許可番号	年 月 日		許可番号第 号			
催物の名称						
使用日時	年 月 日					
使用施設						
申請内容	取消 変更					
取消（変更） 事項						
取消（変更） 理由						
使用料	既納額	円	変更後 の 額	円	不足額	円
					過納額	円
備考						

様式第5号（第7条関係）

荒尾総合文化センター使用許可取消（停止）（変更）通知書

通知第 号  
年 月 日

様

荒尾市長（指定管理者）

□取消  
次のとおり使用を□停止したので、荒尾総合文化センター条例施行規則第7条の規  
□変更

定に基づき通知します。

許可年月日	年 月 日	許可番号第 号
使用日時	年 月 日	
催物の名称		
施設名	<input type="checkbox"/> 大ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1、2、3、4、5、6 <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1、2 <input type="checkbox"/> 練習室1、2、3 <input type="checkbox"/> 会議室1、2、3、4 <input type="checkbox"/> ギャラリー <input type="checkbox"/> ホワイエ <input type="checkbox"/> 舞台のみ（大・小） <input type="checkbox"/> 多目的ルーム <input type="checkbox"/> アートフォーラム	
変更事項		
取消の理由		
備考		

様式第6号（第10条関係）

荒尾総合文化センター使用料等減免申請書

年 月 日

荒尾市長 様

使用料等の減免を受けたいので、荒尾総合文化センター条例施行規則第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住所 団体名 代表者名	電話 電話
申請理由		
主共後 催催者名 催催援	担当者 ☎ 電話	
備考		

様式第7号（第12条関係）

荒尾総合文化センター施設等損傷（滅失）届

年 月 日

荒尾市長 様

荒尾総合文化センターの施設及び附属設備等を損傷（滅失）しましたので、荒尾総合文化センター条例施行規則第12条の規定に基づき、次のとおり提出します。

申 請 者	住 所 団 体 名 代表者名	電 話 電 話
損傷（滅失） 日 時	年 月 日（ 曜） 時 分	
損傷（滅失） の施設及び附 属設備等の箇 所・物件		
損傷（滅失） の内容又は程 度及び数量		
損傷（滅失） の 理 由		

様式第8号（第3条、第16条関係）

荒尾総合文化センター使用許可申請書

第 号  
年 月 日

指定管理者 様

荒尾総合文化センターの施設等を使用したいので、荒尾総合文化センター条例施行規則第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

※ 太線の枠内だけ記入してください。(該当する箇所にはレ印)

主催者	住所 団体名 代表者								番 ( ) ー
会場 責任者	住所 氏名								番 ( ) ー
催物名				使用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 ~ 時				
使用形態	区分	準備	練習	開場	開演	終演	片付け	観客予定数	
	時間							人	
催物の種類	<input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 大会式典 <input type="checkbox"/> 古典芸能 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 展示会 <input type="checkbox"/> 民謡民舞 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> ミュージカル <input type="checkbox"/> オペラ・バレエ <input type="checkbox"/> 録音録画 <input type="checkbox"/> その他 ( )								
入場方法	<input type="checkbox"/> 無料 (関係者・一般) 整理券・会員券・招待券 <input type="checkbox"/> 有料 (指定席・自由席)			使用施設名				利用料金 (円)	
				<input type="checkbox"/> 大ホール					
				<input type="checkbox"/> 楽屋1、2、3、4、5、6					
				<input type="checkbox"/> 小ホール					
入場料	券 券 券	前 売	当 日	<input type="checkbox"/> 楽屋1、2					
				<input type="checkbox"/> 会議室1、2、3、4					
				<input type="checkbox"/> 練習室1、2、3					
				<input type="checkbox"/> ギャラリー					
許可申請 行為	<input type="checkbox"/> 物品の販売 <input type="checkbox"/> 火気の使用 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 <input type="checkbox"/> 特別設備 <input type="checkbox"/> その他 ( )			<input type="checkbox"/> アートフォーラム					
				<input type="checkbox"/> 多目的ルーム					
				<input type="checkbox"/> その他 ( )					
				<input type="checkbox"/> 附属設備 ( )					
				<input type="checkbox"/> 空調					
受付印	領収印		営 利 ・ 非 営 利	合計 A					
		減免額 ( %) B							
		10円未満切捨て C							
		納入金額 A - B - C							

様式第9号 (第4条、第16条関係)

荒尾総合文化センター使用許可書

許可番号第 \_\_\_\_\_ 号

年 月 日

指定管理者

荒尾総合文化センター条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり使用を許可します。

主催者	住所 団体名 代表者 ☎ ( ) -						
会場 責任者	住所 氏名 ☎ ( ) -						
催物名				使用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 ~ 時		
使用形態	区分 時間	準備	練習	開場	開演	終演	片付け 観客予定数 人
催物の種類	<input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 大会式典 <input type="checkbox"/> 古典芸能 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 展示会 <input type="checkbox"/> 民謡民舞 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> ミュージカル <input type="checkbox"/> オペラ・バレエ <input type="checkbox"/> 録音録画 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
入場方法	<input type="checkbox"/> 無料 (関係者・一般) 整理券・会員券・招待券 <input type="checkbox"/> 有料 (指定席・自由席)			使用施設名		利用料金 (円)	
				<input type="checkbox"/> 大ホール			
				<input type="checkbox"/> 楽屋1、2、3、4、5、6			
入場料	前 売 当 日			<input type="checkbox"/> 小ホール			
				<input type="checkbox"/> 楽屋1、2			
				<input type="checkbox"/> 会議室1、2、3、4			
許可申請 行為	<input type="checkbox"/> 物品の販売 <input type="checkbox"/> 火気の使用 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 <input type="checkbox"/> 特別設備 <input type="checkbox"/> その他 ( )			<input type="checkbox"/> 練習室1、2、3			
				<input type="checkbox"/> ギャラリー			
				<input type="checkbox"/> アートフォーラム			
				<input type="checkbox"/> 多目的ルーム			
				<input type="checkbox"/> その他 ( )			
				<input type="checkbox"/> 附属設備 ( )			
営利・非営利			<input type="checkbox"/> 空 調				
			合 計 A				
			減免額 ( %) B				
			10円未満切捨て C				
			納入金額 A - B - C				

様式第10号 (第6条、第16条関係)

荒尾総合文化センター使用取消（変更）  
許可申請書

取消（変更）許可第 号  
年 月 日

指定管理者 様

荒尾総合文化センター条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、次のとおり使用の  
取消（変更）を申請します。

申請者	住所 団体名 代表者名		電話番号			
許可年月日 許可番号	年 月 日		許可番号第 号			
催物の名称						
使用日時	年 月 日					
使用施設						
申請内容	取消 変更					
取消（変更） 事項						
取消（変更） 理由						
利用料金	既納額	円	変更後 の額	円	不足額	円
					過納額	円
備考						

様式第11号（第6条、第16条関係）

荒尾総合文化センター使用取消（変更）  
許可書

取消（変更）許可第 号

年 月 日

指定管理者

荒尾総合文化センター条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおり使用の  
取消（変更）を許可します。

申請者	住所 団体名 代表者名		電話番号			
許可年月日 許可番号	年 月 日		許可番号第 号			
催物の名称						
使用日時	年 月 日					
使用施設						
申請内容	取消 変更					
取消（変更） 事項						
取消（変更） 理由						
利用料金	既納額	円	変更後 の 額	円	不足額	円
						過納額
備考						

様式第12号（第10条、第16条関係）

荒尾総合文化センター利用料金等減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

利用料金等の減免を受けたいので、荒尾総合文化センター条例施行規則第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住所 団体名 代表者名	電話 電話
申請理由		
主催者名 共催者名 後援者名	担当者 ☎ 電話	
備考		

様式第13号（第11条、第16条関係）

荒尾総合文化センター利用料金等還付申請書

年 月 日

指定管理者 様

利用料金等の還付を受けたいので、荒尾総合文化センター条例施行規則第11条の規定に基づき、次のとおり申請します。

住 所	
申請者 団 体 名	電 話
代表者名	電 話

申請理由

備 考